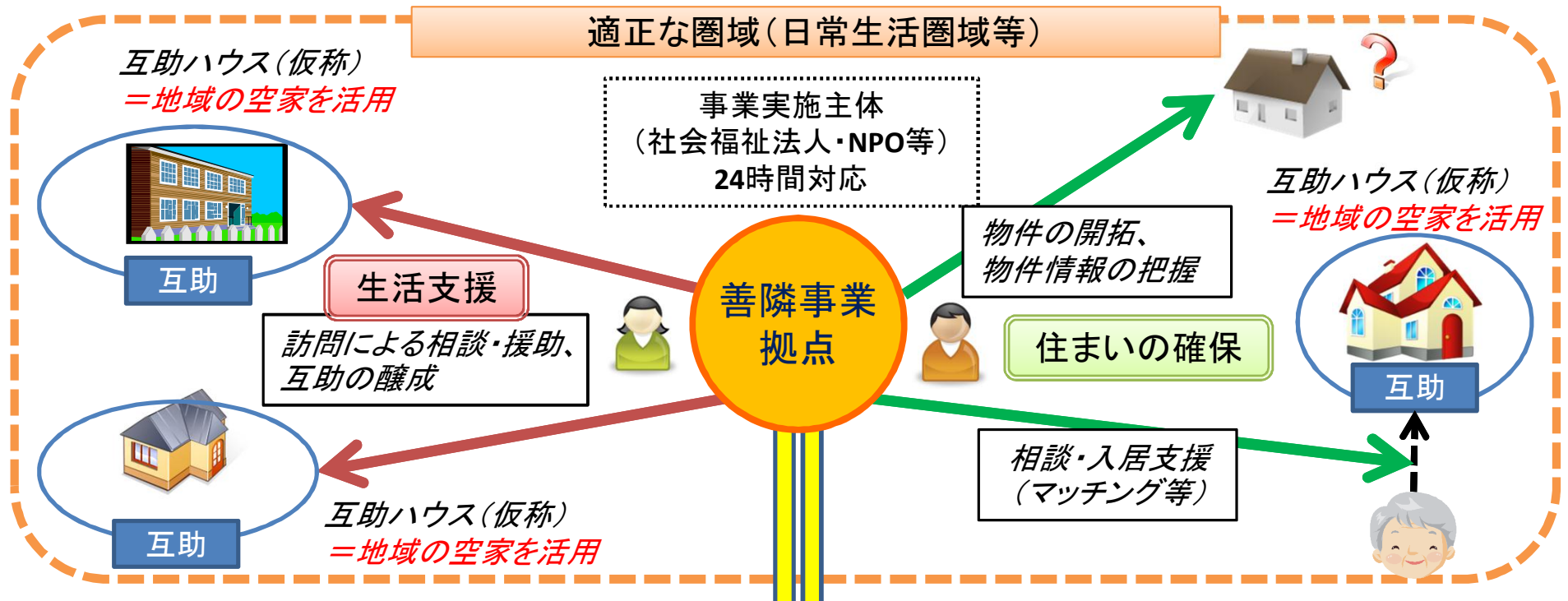


地域善隣事業骨子(案)イメージ

※ 事業の具体的な実施手法については、地域のニーズ等に応じ、民間の発意による創意工夫を期待。

低所得・低資産、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難である(そのおそれのある)者に対し、居住の場の確保及び日常生活上の支援を行うことにより、これらの者ができるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように支援する。



【プラットフォーム＝事業推進のための地域連携・協働の仕組み】

区域内の個別事業者、地域に根差した活動を行っている家主・不動産事業者、医療機関、介護事業所、住民組織、地域包括支援センター、関係する行政各部局等により構成。
地域における関係者のネットワーク・協力体制の構築、対象者の住まいにふさわしい物件の開拓、物件情報の共有、支援対象者の把握のための情報共有等を行う。

※ 基金の造成等の財源の調達については、今後、検討